トクちゃん新聞 VOL.41 5月号

平成22年5月10日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ﾋﾞﾙ3階
TEL:06－6809－2205
FAX:06－6809－2206
URL:http://www.ft-tax.com/
mail:info@ft-tax.com

よりひと言

● ゴールデンウイークはいかがお過ごしでしたか？私は、29日と4日は仕事をしましたが、他の日はおかげさまでゆっくりさせていただきました。とはいうものの、3月決算法人の申告が5月末までですので、これから月末まで忙しくなる予定です。
会計事務所の繁忙期は年末調整が始まる12月からですが、この3月決算の5月で一段落するはずです。

● 一段落する前に、次の仕事を確保しようと、先日、DM営業をしてみました。主に新設法人向けに、申告書作成のご案内をお送りしました。「DMは難しい」「いや、1%程度は反応がある」といろいろ意見を頂戴していましたが、やってみての感想・・・・「やっぱり難しい・・・！」ハガキか封書か、送付時期はいつがよいか、等々まだまだ検討する余地はありますが、そう甘いものではないということは確かですね。お客様の会社の営業担当の方々の苦労をようやく実感しました。

● 先月アンケートを同封いたしました。集計・分析中ですが、まだご回答いただけていない方につきましては、お手数ですが、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

● 長らく、お休みしておりました、徳野久美が連休明け5月6日より出勤しております。当面、午前中のみの勤務ですが、改めましてよろしくお願いいたします。

◆税務情報

担当：伊藤

グループ法人税制の概要２

前回に引き続き、グループ法人税制についてのお話です。

100%支配関係のグループ法人について強制的に適用されますが、次の場合も100%支配関係のグループ法人となります。

<1>は前回、ご説明しましたが、<2>についても100%支配関係となります。
<2>の場合に、P氏とP氏の親族は同一グループとしてみなされこの規定が適用されます。
親族の範囲ですが6親等内の血族（またいとこまで入ります）、3親等内の姻族となり、思わぬところで、この規定が適用となります。
親族のうちに会社経営をしている方がいらっしゃる社長さんは、ご注意してください。（もちろん、取引が無ければ心配はないです。）
又、これを機に自社の株主名簿の整理もされては如何でしょうか？

「月次決算」の有効利用について　ＰＡＲＴ１

担当：杉山

月次決算を何故するのでしょうか？又することの意義を十分理解されているでしょうか？毎月決められた作業をしていてマンネリ化していませんか？そこで、まず何のために月次決算をするのか、しっかりと目的を定めましょう。
月次決算をまとめるとき、社長、幹部、営業関係者等に分かりやすい言葉にしなければなりません。専門的な言葉の羅列、数字の説明ばかりでは退屈され、又興味を持ってもらうことが出来ません。そうならないためにも経理担当者はどうすれば、他部門の人達に役立ち、かつ興味を持ってもらえるのかを考え、実行することが必要になります。
月次決算には法的に決められたルールがありませんから、自社の役に立つルールを作っていけば良いと思います。
月次決算は何のためにするかというと【会社の利益＝業績を上げるため】です。そこで考えなければいけないのは、どんな月次決算を組めば会社の利益＝業績を上げることが出来るかという事です。
会社の業績＝利益だとすれば端的に言うと売上を増やし、経費を削減することになります。
経理部門をはじめとした管理部門は、どうしても数字に基づいた表面的な経費削減等に取り組んでしまいがちですが会社の業績を上げるにはそれだけでは不十分だと思います。
月次決算を【問題】の糸口とし、解決に利用していくということが重要なポイントになります。
問題解決には以下のような4つのポイントがあります。
① 変化の兆しの発見　②問題点の認識・共有化　③「何故？」の繰り返し④　解決策の具体的検討と実行
詳細は次号にて紹介します。

◆税務スケジュール（5月）

担当：岡村

5月10日（月）
・4月分　源泉所得税の納付
・4月分　住民税の納付（特別徴収）

5月31日（月）
・3月決算法人　確定申告
・9月決算法人　中間（予定）申告
・4月分社会保険料
・自動車税（4月1日現在の所有者）
・軽自動車税（4月1日現在の所有者）

個人の住民税の「特別徴収の税額決定通知書」が届く頃です。
6月分より徴収する住民税額が変更になりますので、給与ソフトの設定などご準備ください。
もし、5月中に各市町村より「特別徴収の税額決定通知書」が送られて来ない場合は、各市町村へお問合せをお願いいたします。

◆エクセル＜技＞　複数のシートを並べて表示

担当：岡村

ひとつのファイル内に複数シートがあり、別シートの内容を確認しながらデータの入力・処理をする場合、シート見出しをクリックしてシートを切替ながらでは大変ですよね。 このような時は同一ファイル内の複数シートを同時に表示させて効率よく作業しましょう。
①「ウィンドウ」→「新しいウィンドウを開く」を選択。　②見やすく並べ替えるため「ウィンドウ」→「整列」「並べて表示」を選択
開きたいシートの数だけ手順を繰り返す。

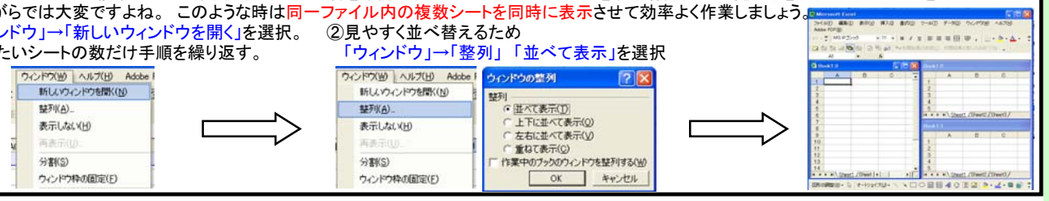

◆固定資産税の縦覧レポート＆おススメ

担当：徳野

固定資産税の縦覧という制度はご存知でしょうか？自分で計算して税額を申告・納付する法人税や所得税と違って、**固定資産税は一方的に「これだけ払え」と通知が来ます**。縦覧制度は、いわば、「役所ではこのように計算していますので、確認してください。問題あれば言ってください。」と**役所が納税者に計算根拠を確認させる機会**といえます。

平成21年中に賃貸物件を購入された勉強熱心なA社社長と一緒に、4月26日に東大阪市役所に行ってまいりました。A社は不動産を扱うお仕事をしていますので、この制度を体験しておく、ということが一番の目的でした。
窓口で会社名を告げ代表者の身分証明書（運転免許証）を提示、会社とのつながりを明確にする資料として、会社の登記簿謄本も提示。担当者が端末を操作し、評価明細書を印刷して渡してくれました（無料）。これだけもらって帰っても何のことやらわかりませんので、さらに、評価と税額の算定方法の説明を求めたところ、**非常に詳細に説明**してくれ、よくわかりました。

本来、これで当初の目的は達成できたのですが、今回は副産物がついてきました。実は、説明の中で**税額計算に誤りがあることが発見された**のです。事業用2フロア、居住用3フロア、全体で5フロアという物件なのですが、5フロア全体が事業用として計算されていたのです。後日、現況確認の上、再計算することとなりました。**居住用部分には軽減措置**があります。おそらく**年間10万円程度税額が少なくなる**とのことでした。

今回は居住用と事業用の用途の問題でしたが、土地の評価そのものについて誤りがあることもありえます。間口や奥行きや形状は、いったん評価してしまうと、その後分筆でもしない限り毎年同じ評価となります。固定資産をお持ちの方は、ぜひこの制度を利用されてはいかがでしょうか。ご自身の不動産と賃借物件については、年中確認が出来ます。なお、**弊社担当者が同行することでより充実した説明が受けられる**と思います（横からいろいろ突っ込みますので）。**ご希望の方は弊社までご連絡**ください。

◆ルノワール　～伝統と革新～

担当：岡村

4月17日（土）より6月27日（日）まで、国立国際美術館にて
ルノワール展　～伝統と革新～
が開催されているのをご存知ですか。
私も息子から教えてもらったのですが・・・
ルノワールの本格的な回顧展は関西では約30年ぶり。 また、ルノワールの有名な＜可愛いイレーヌ＞は西日本初公開とのこと。　無知な私でもこの絵はルノワールだと分かるぐらい有名な絵ですよね。

息子が中学の美術の先生より「なかなか見れるものではないから是非見に行ってみなさい」と言われ、友達と一緒に国立国際美術館へ早速見に行っておりました。
感想はと言いますと「綺麗」の一言。（それだけか？）
息子自身は風景画がとても気に入ったらしく、好きな風景画のポストカードをたくさん買い込んで帰ってきました。
「お母さんにも買ってきたよ。"これぞルノワール"ってやつを。」と言って、＜可愛いイレーヌ＞のポストカードをお土産にプレゼントしてくれました。
良い機会ですので、皆様も"絵画鑑賞"いかがですか。
息子だけでなく私自身も是非行ってみたいと思っております。
【国立国際美術館　北区中之島4-2-55（市立科学館　北側）】

◆税務クイズ　所得税の寄附金控除

担当：赤松

適用要件	特定寄附金（国、地方公共団体に対する寄附金その他一定の寄附金）を現実に支払った場合
控除額	特定寄附金（総所得金額等の合計額の 40%か特定寄附金のいずれか低い額）−2 千円※
手続き	確定申告（寄附金の領収書が必要）

※改正により平成 22 年度以降適用金額

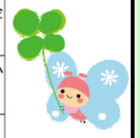

下記のケースの場合は寄附金控除の対象となるでしょうか？？
Q1.市立図書館の建設資金に充てるために市に寄附した金額
Q2.菩提寺へのお布施
Q3.合格し、寄附したけれど入学しなかった私立大学への寄附

A1.○　地方公共団体に対するものは寄附金控除の対象となります。
A2.△　財務省の指定法人・指定の使途に該当している場合のみ控除対象となりますので、ケースごとに調べる必要があります。
A3.×「学校の入学に関してする寄附金」（自分もしくは子供等が入学を希望する学校に対して行い、寄附しないと入学させてもらえないもの、その他入学と相当の因果関係のあるものをいうとされます）は控除の対象にはなりません。結果的に入学はしていませんが、入学には必要不可欠であった寄附ですから、「学校の入学に関してする寄付金」と同様とされ、控除対象とはなりません。